稲沢市パブリックコメント手続に関する意見書（提出用紙）

「分煙施設設置及び分煙施設設置に係る路上喫煙禁止区域の一部解除(案)」について、皆様のご意見をお聞かせください

稲沢市では「稲沢市快適で住みよいまちづくり条例」に基づき、市内主要５駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、路上での喫煙を制限しております。指定当時の平成２１年頃は、健康増進法の制定や、駅前周辺におけるたばこのポイ捨てによる環境悪化などから、全面禁止としました。

その後、周辺自治体でも路上喫煙禁止区域が増えてきましたが、指定とともに分煙施設を設置し、非喫煙者と喫煙者をすみ分けることで、喫煙者の吸う自由を確保しながら、分煙・受動喫煙を防止するというかたちとなってきています。

本市において、区域指定以後、ポイ捨ての数はかなり減少していきましたが、近年は横ばいに近い減少状態であり、依然として禁止区域内での喫煙やポイ捨てがされている状況はなくなっていません。

このようなことから、本市における路上喫煙禁止のあり方を見直し、禁止区域内に喫煙所を設置し、喫煙箇所を一部に限定することで、喫煙の自由を確保しつつ、一層の分煙・受動喫煙防止及びポイ捨ての削減による環境美化を促進することを目的とし、このたび設置整備（案）を作成しました。

この設置整備（案）に対し、同条例第１７条第３項に基づき、広く市民から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

お寄せいただいた御意見は整理した上で、それに対する市の考え方と併せて公表するとともに、策定の参考とさせていただきます。

なお、個々の御意見には直接回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

　　年　　月　　日提出

|  |  |
| --- | --- |
| 案件の名称 | 分煙施設設置及び分煙施設設置に係る路上喫煙禁止区域の一部解除（案） |
| 住所又は所在地 |  |
| 氏名  （法人・団体の場合は、  名称及び代表者氏名） |  |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　－ |
| 市外にお住まいの方は、  勤務先又は学校名 |  |
| ご　意　見 |  |
|  | |

○提出期限：令和７年１月１９日（日）

○提出先：〒492－8391　稲沢市中野川端町74番地

　　　環境保全課（環境センター内）宛

TEL：0587-36-3710（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

FAX：0587-36-3709